

～11月末までの催物などについて～

新型コロナウイルス感染症対策 鹿島市対応方針

9月11日、国は「11月末までの催物の開催制限等について」を発出し、9月19日以降の国内イベント開催の目安を示しました。

これまで催物開催に際し設けられていた人数上限や施設の収容率要件などがイベントの内容などに応じて、一定の条件のもと緩和される内容となっており、感染防止対策と社会経済活動の両立が意識されたものとなっています。

さらに、全国的にはGo To トラベル事業の開始などもあり、各地で人の移動も戻りつつあります。

このような状況を踏まえ、鹿島市における新型コロナウイルス感染症対策の対応方針を改訂しました。

市民の皆様には、状況に応じた社会生活を心がけていただくとともに、これからは下記【感染防止対策】をはじめとした基本的な感染予防（マスク着用、手洗い、3密を避けるなど）も常に意識していただくようお願いします。

【感染防止対策】

イベント実施、施設利用等に当たっては、次の感染防止対策を施す。

- ①発熱や風邪のような症状のある方については、参加・利用を見合わせる
- ②参加者への手洗い、マスク着用の徹底
- ③会場入口にアルコール消毒液の設置 等

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族、濃厚接触者が、偏見による嫌がらせを受けたり、不当な差別をされる等、人権侵害に当たるような事例が県内で確認されています。

新型コロナウイルスは、誰が感染してもおかしくない状況になってきています。感染予防を徹底していただくとともに、感染者・家族・濃厚接触者を詮索したり、不確かな情報を広めるという行為は、厳に慎んでいただくようお願いします。

●鹿島市の対応方針

【市主催のイベント・催しについて】

国から示された「イベントの開催の考え方（11月末まで）」と、各業界・団体等が作成している「業種別ガイドライン」を踏まえて判断することとする。

市がイベント・催しを主催する場合は、国の考え方とともに、開催場所となる施設の類型に応じて各業界・団体等が作成している「業種別ガイドライン」を必ず確認し、開催の可否、開催方法の検討を行うこと。

（イベント開催の考え方（11月末まで） 抜粋） 【】内は鹿島市が追記

（1）コンサート、演劇、スポーツイベント等の各種イベント

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置（別紙3及び別紙4）がイベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、下記の①人数上限【鹿島市の場合5,000人】と②収容率要件による人数のいずれか小さいほうを限度とする。

①人数上限の目安

- ・5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限【鹿島市の場合5,000人(収容定員が10,000人を超えるような施設はないため)】

②収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（クラシック音楽コンサート等）

- ・収容定員が設定されている場合、収容率の上限を100%とする
- ・収容定員が設定されていない場合、密が発生しない程度の間隔を空ける

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等（ロックコンサート、スポーツイベント等）

- ・収容定員が設定されている場合、収容率の上限を50%とする

※異なるグループ又は個人間では座席を1席は空ける。同一グループ（5名以内）内では座席等の間隔を空ける必要はなし。参加人数は収容定員の50%を超えることもある。

- ・収容定員が設定されていない場合、十分な人と人との間隔（1m）を空ける

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等のイベント

①全国的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なイベント

中止を含めて慎重に検討。開催する場合は人と人との間隔（1m）を設けるよう検討。

②全国的な人の移動が見込まれない地域の行事等で参加者がおおよそ把握できるイベント

人数制限なし、適切な感染防止策※の実施、参加者の連絡先等の把握を徹底【※【感染防止対策】のほか接触確認アプリ（COCOA）の活用、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛など】

【民間や実行委員会形式でのイベント・催しについて】

主催者判断となるため、一律の中止要請等を行わない。主催者から相談があった場合は、
・国から示された「イベントの開催の考え方（11月末まで）」
・各業界・団体等で作成されている「業種別ガイドライン」
・【市主催のイベント・催しについて】に基づく市の対応
 などの判断材料を提示し、主催者側で判断していただく。

【市有施設の管理運営等について】

施設の類型に応じて、各業界・団体等で作成されている「業種別ガイドライン」に沿って運営する。利用者に対しては【感染防止対策】について掲示や呼びかけを行い理解と協力を要請する。(県内・県外など居住地による利用制限等を行わない)

【外出について】

首都圏との往来は、やむを得ない場合を除き、できるだけ自粛。

その他、あらゆる外出について基本的な感染予防を徹底し、常に感染リスクを意識した行動をお願いします。